一の表備考を次のように改める。

備考

一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次に掲げる要件に該当する小麦の品種をいい、非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。

イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、コユキコムギ、せときらら、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、東海一〇四号、長崎W二号、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナマンテン、ハルイブキ、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、ゆきちから、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。

ロ　三に規定する特定用途が、パン又は中華麺の製造用であること。

二　この表において「一等」、「二等」、「三等」及び「合格」とは、それぞれ農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）において麦及び大豆に係る品位の等級として定められているものをいう。

三　この表において「A区分」とは、特定用途（次に掲げる用途をいう。以下同じ。）に対応する別表第五から別表第十までの三以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（異なる銘柄が混合している麦（以下「銘柄混合麦」という。）を除く。）をいう。

イ　別表第一から別表第四までの生産地の属する都道府県及び銘柄の欄の区分に応じてそれぞれこれらの別表の用途の欄に掲げる用途

ロ　対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）が、その生産した麦につき需要者が当該用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合における当該異なる用途

四　この表において「B区分」とは、特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

五　この表において「C区分」とは、次のいずれかに該当するもの（銘柄混合麦を除く。）をいう。

イ　特定用途に対応する別表第五から別表第十までの一の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

ロ　特定用途に対応する別表第五から別表第十までの二以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

六　この表において「D区分」とは、A区分、B区分及びC区分のいずれにも該当しないものをいう。

七　この表において「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆をいう。

八　この表において「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

別表第一岩手県の項を次のように改める。

岩手県	
キタカミコムギ	日本麺の製造用
コユキコムギ	日本麺の製造用
	パン又は中華麺の製造用
ネバリゴシ（※）	日本麺の製造用
ゆきはるか	日本麺の製造用
銀河のちから	パン又は中華麺の製造用
ナンブコムギ	パン又は中華麺の製造用
もち姫	パン又は中華麺の製造用
ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一福井県の項を次のように改める。

福井県	
ナンブコムギ	日本麺の製造用
福井県大三号	パン又は中華麺の製造用

別表第一長野県の項を次のように改める。

長野県	
しゅんよう	日本麺の製造用
シラネコムギ	日本麺の製造用
ゆめきらり	日本麺の製造用
ユメセイキ（※）	日本麺の製造用
ハナマンテン	パン又は中華麺の製造用
ユメアサヒ	パン又は中華麺の製造用
ゆめかおり	パン又は中華麺の製造用
ゆめちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一愛知県の項を次のように改める。

愛知県	
イワイノダイチ（※）	日本麺の製造用
きぬあかり（※）	日本麺の製造用
農林六一号	日本麺の製造用
東海一〇四号	パン又は中華麺の製造用

別表第一山口県の項を次のように改める。

山口県	
ふくさやか	日本麺の製造用
せときらら	パン又は中華麺の製造用
ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用

別表第一香川県の項を次のように改める。

香川県	
さぬきの夢二〇〇九（※）	日本麺の製造用

別表第一佐賀県の項及び長崎県の項を次のように改める。

佐賀県	
シロガネコムギ	日本麺の製造用
チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
せときらら	パン又は中華麺の製造用
ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用
ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用